

日本農林漁業振興会会長賞・農林水産大臣賞受賞

農の営みを将来に！地域まるっと「地域支援型農業」で繋ぐ未来

受賞者 いっばんしゃだんほうじんおしいえいのうくみあい
一般社団法人押井営農組合

(愛知県とよたし豊田市)

■ 地域の沿革と概要

豊田市は、愛知県のほぼ中央に位置し、平成 17 年に矢作川流域の周辺 6 町村を吸収する形で合併し、面積は 918 km²と愛知県全体の 17.8%と広大な面積を占めている。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ 7 割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っている。

第 1 図 位置図



■ むらづくりの概要

1. 地区の特色

一般社団法人押井営農組合（以下、「(一社)押井営農組合」)の活動する押井町は旭地区(旧ひがしかいもくもあさひちやう東加茂郡旭町)に位置し、標高約 300~500m、森林と谷間のわずかな農地だけの典型的な山村集落である。集落内には 3 か所の縄文遺跡があり、少なくとも 3000 年のあいだ人の営みが続いてきている。しかし 1950 年代には 200 人を超えていた人口が、現在は 71 人と急激な人口減少と高齢化が進んでいる。

第 1 表 地区の概要

事項	内容	
地区の規模	集落	
組織の性格	地縁的な集団	
人口等	総人口	71人
	総世帯数	23戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数	16経営体
	個人経営体数	15経営体
	団体経営体数	1経営体
	(内、法人経営体数)	1経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積	178ha
	耕地面積	9ha
	田	8ha
	畑	1ha
	耕地率	5.1%
	一経営体当たり耕地面積	0.6ha

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

押井町では平成を迎えたころから過疎化による担い手不足で農地の管理や集落機能の維持が困難になりつつあった。平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、集落が一体となって耕作放棄地・獣害対策などを実施してきたが、農作業を請け負ってき

た受託農家から、高齢により継続できないという意向があり、このままでは耕作放棄地も増え、山村集落は消失に向かっていくという住民たちの危機感から農地を荒らさずに次代へつなぐ仕組みづくりが必要となった。

中山間地域等直接支払制度に集落一体となって取り組んできたことにより、集落の農地を個人任せにせず、地域で守る意識が高まり、集落営農組織の設立に向けた話し合いが活発に行われ、平成23年に「押井営農組合」を設立。

営農組合設立後は、農作業の共同化のため、補助事業、融資制度を活用し、農業機械及び農業施設の導入などで効率化を図り、基幹的農作業の受託と、高齢リタイア農地（管理不能地）の保全管理などに取り組むことで集落の農地を荒廃から守ってきた。その後も、人口減少と高齢化が進み、名古屋大学が作成した「簡易人口推計ツール」を用いシミュレーションしたところ、今後50年ももたず押井集落は消滅するという衝撃的な結果となった。

「むらが存続してきたのは自給的な営みが続いてきたから。農の営みを諦めた時、集落は消滅に向かう」。集落の住民みんなが話し合い、農地と集落を守るため“地域まるっと中間管理方式”の導入に合意し平成31年1月「押井営農組合」を非営利型の「一般社団法人 押井営農組合」へと移行。さらに“自給家族”という農の営みを続けるためのチャレンジを開始した。非営利型の一般社団法人としたのは、利益を追求するのではなく、むらを守る思いを共有する人の集まりだからとの熱い思いが込められている。



写真1 押井町の水田風景

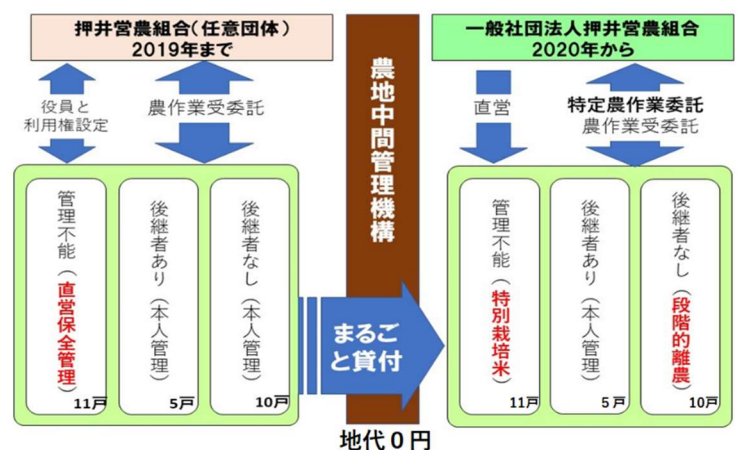


写真2 共同化に向け導入したコンバイン

ア 地域まるっと中間管理方式の導入（将来にわたり耕作放棄されない仕組みづくり）

令和元年度、農地中間管理機構を活用した「地域まるっと中間管理方式」を使い、集落内の全水田(7.6ha)を（一社）押井営農組合に利用権設定して集積した。自作を希望する農家については「特定農作業受委託」契約を営農組合と締結することにより自分の農地で耕作できる。働けるうちは農作業を続け、農作業が困難になったときは、営農組合に耕作管

第2図 地域まるっと中間管理方式
「地域まるっと中間管理方式」(押井集落の事例)



理してもらおう。これにより、自作希望者は将来の不安なく健康で意欲ある限り農業生産を続けることが可能になる。さらに、何があっても農地は営農組合に戻るため、決して耕作放棄されない仕組みである。

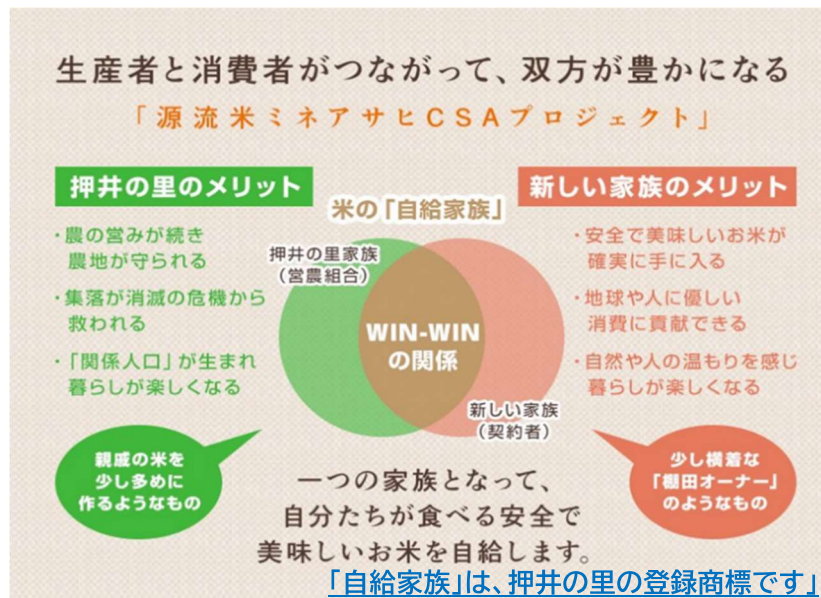
また、以前は保全管理により荒廃を防いでいた集積農地を、法人化後は、直営耕作農地として、後述する「自給家族」や集落内住民用のお米を栽培する収益の上がる農地へと変えた。今後、リタイアする農家の農地面積に見合う「自給家族」を追加募集することで、農地は確実に保全されることになる。

イ 米の「自給家族」（条件不利地でも再生産可能な稲作経営の仕組みづくり）

「自分たちが自給の営みを続けるのは、自分たちが育てたものを自ら収穫し、食べるという、食の安心と喜びに暮らしの豊かさを感じているから。同じ思いを持ちながら、そのような機会に巡り合えていない消費者はいるのではないか」との考えからC S A（地域支援型農業（Community Supported Agriculture））である「自給家族」を令和元年度よりスタートさせた。

この「自給家族」は、（一社）押井営農組合の「自分たちと同等の負担をしてもらう自給仲間になってもらう」という考えに共感した100家族（消費者）と3～10年の長期栽培契約を結び、押井集落で特別栽培米（農薬、化学肥料を50%以上削減）として生産されるミネアサヒの栽培経費として30,000円/俵を前払いするものである。天候などにより収穫量が著しく減少した年は、配分が減少する契約となっているが、それを含めて豊作の喜びも、不作のリスクも「家族の一員」として共に分かち合うものである。

第3図 自給家族方式によるC S Aプロジェクトの構造



長期栽培契約を結んでいただくことで、生産者には安定的な米づくりが可能となる一方、安全で美味しいお米を確実に食べたい契約者は、家族として優先的に供給が受けられる。また、地域を応援したいエシカル消費にも応えるものである。さらに、「自給家族」には、B B Qや収穫祭などのイベントや、農繁期の除草作業や地区の行事への参加要請、集落の環境美化活動などの“里帰り”の機会を準備し、押井集落の一員として、地域を守り、楽しんでいただいている。

この「自給家族」に必要な設備拡充のため、令和元年秋にミニライスセンターを新設。同時に、ライスセンターで乾燥調製した玄米をそのまま低温貯蔵し「自給家族」に年中新米の美味しさを届けるため、センター内に穀物保冷庫をクラウドファンディングにより整備。「みんなの蔵」と名付けた。これにより資金調達はもとより、全国各地から多くの共感と応援を獲得した。これは、過疎化や集落の衰退に悩む多くの農村を勇気づけるものであり、赤字で悩む集落営農の希望になるものであった。営農組合のお米は 10kg 単位の玄米で「みんなの蔵」に保管し、原則各自が頻繁に引き取りに来ることで地域との繋がりを持たせている。

(2) むらづくりの推進体制

ア 組織体制、構成員の状況

(一社) 押井営農組合は集落全戸の 23 名で構成され、理事 6 名 (内 1 名 代表理事)、監事 1 名。構成員以外の雇用 2 名。主たる従事者 3 名の体制である。



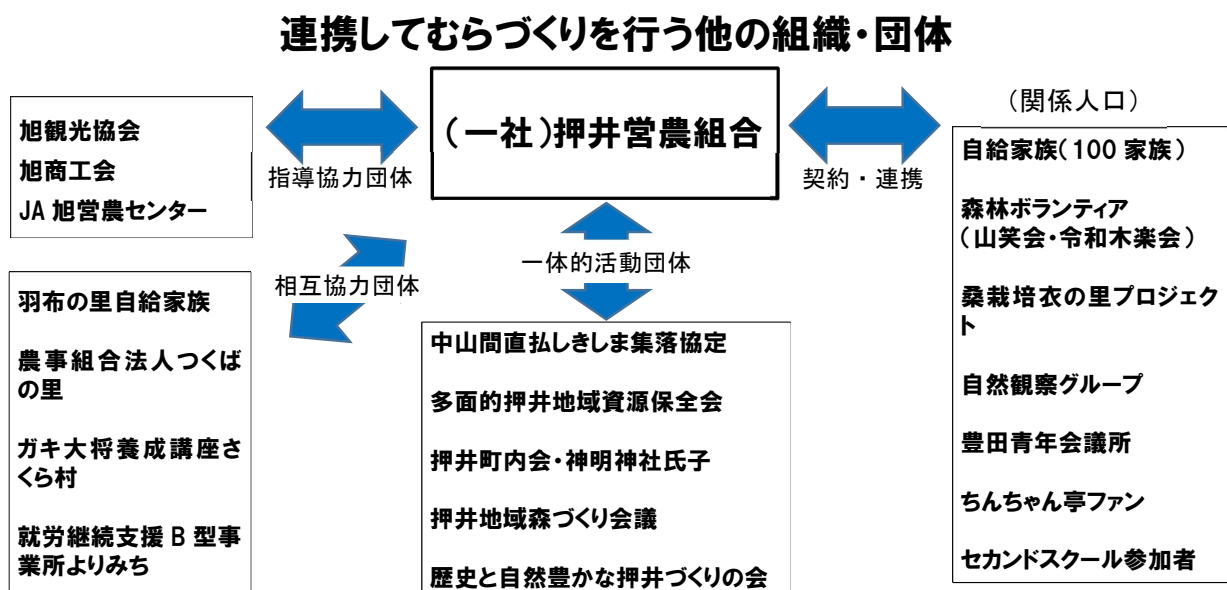
写真 3 押井営農組合の中心メンバー

イ むらづくりに関する他の組織との連携体制

「自給家族」では、集落の住民はもとより、活動に共感した集落外に住んでいる人たちも集落の一員となって、一緒に地域活動に取り組み、たくさんの経験や喜びを分かち合っている。

また、「自給家族」以外にも、「森林ボランティア」、「豊田青年会議所メンバー」などの都市部の様々な「関係人口」の支えにより、押井集落が維持・保全され、活力が生み出されている。

第 4 図 むらづくり推進体制図



■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

「農の営みを諦めたとき、集落は消滅に向かう」そこから押井集落の活動は始まっている。それは「集落を守るために、集団で農地を守っていく」ことになる。

多くの地域で離農者の増加、農業従事者の高齢化、耕作放棄地発生の恐れなどにより、農地を守るため、あるいは個人での営農に限界を感じ、多くの集落営農が設立された。しかし、設立してみたものの、明確なビジョンもなければ戦略もない、当然戦術もない。経営は赤字で、後継者もいないため数年後には解散する。よくある事例である。

押井集落の大きな違いは、「集落を守る」という明確なビジョンを持ち、そのための活動を継続していく確かな戦術である。多くの農家、集落営農は1俵の米を30,000円で販売することは最初から無理と諦めるか又は考えもしない。活動を持続し収益を上げるには、価格を上げるかコストを下げるしかない。押井集落のある中山間地域は耕作条件が不利でありコストはどうしても高くなってしまう。ならばと、実際に必要となる経費を計算し、それに見合った価格で販売する。その販売方法に知恵を絞り、行動に移す。実際に販売できるまでの過程では、多くの人たちとコミュニケーションを図って活動に共感してもらう。活動に共感した人たちは、押井町には住んでいないが住民になり、共に活動し、共に喜び、共にリスクを負う。一緒になって、ひとつの集落を消滅から救っている。農地や集落の保全を関係人口（自給家族）によって進める非常に独創的な取組である。

自給家族の取組は、同市内の他集落へも波及している。また、（一社）押井営農組合が中核となり、押井集落を含む9集落からなる自治区で取り組む農村RMOプロジェクトのひとつとして拡大展開している。

2. 農業生産面における特徴

(1) 農業生産、流通の取組状況

（一社）押井営農組合は、集落内にある水田すべてを集積し、水稻を作付けしている。また、自作を希望する農家は、特定農作業受委託を営農組合と契約締結することにより作付けを行っている。これにより、集落における将来的な耕作放棄地の発生が防がれている。

また、水稻は集落内の住民及び「自給家族」による長期契約者への販売を行っている。「自給家族」は、契約者が（一社）押井営農組合の活動に共感したもので、契約者が集落の一員となり、栽培に関する喜びもリスクも一緒に分かち合い栽培に必要な経費を負担するCSAであるため、（一社）押井営農組合の経営も安定する。そのため、当然であるが（一社）押井営農組合が生産した米が市場に流通することはない。

(2) 生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

平成 23 年集落営農設立以降、農作業共同化のために、トラクター、コンバイン、田植え機を順次導入し、生産の効率化を図ってきた。

また、機械、施設が整備されたことにより、農作業受託を経営の柱にすることで 40 歳代の U I ターン者 2 名がオペレーターとして働く環境を整備し、地域に雇用を創出することができた。

法人設立後の令和元年度には、付加価値を付け地域のブランド米とするため、県の補助金でミニライスセンターを整備し、また、補助金の対象外の穀物保冷庫はクラウドファンディングによる寄付金で整備し、これらにより「自給家族」の取組が進んだ。



写真 4 みんなの蔵と特別栽培米
ミネアサヒ

(3) 経営の改善、後継者の育成・確保等の促進状況

(一社) 押井営農組合が共同利用機械を保有するため、構成員ごとの機械所有は必要なく、経営におけるコストを軽減している。また、法人による会計処理のため農業における経営の状態を把握することができ、第 2 種兼業農家にありがちな収益を無視した農業経営を改善することができる。

特定農作業受委託契約を締結している自作を希望する農家は、後継者を心配する必要がなくなったことで肩の力も抜け、本人が自らできないと判断するまで農業を続けられるという「心の安心」をもたらしている。

また、(一社) 押井営農組合は、「自給家族」、「地域まるっと中間管理方式」による経営の安定から、「自給家族」の理念に共感し U I ターンした若手オペレーターを雇用し後継者の育成、確保につながっている。

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 生活・環境整備面の取組状況

(一社) 押井営農組合の理念、「自給家族」の取組などにより、豊田青年会議所メンバーによる用排水路の泥上げ、自給家族や都市部住民による地域住民と一緒に草刈等の環境美化活動が実施されている。

また、「自給家族などの関係人口」と「地域住民」の交流拠点の場とするため、維持管理が困難となっていた廃寺(二井寺普賢院)を(一社) 押井営農組合が借り受け、地域住民と関係人口の総勢 70 名で片付けを実施。講座や体験会などを開催している。今後、廃寺周辺の田畑



写真 5 交流拠点の二井寺普賢院

や山林を、賛同する関係人口の方々に開放し、ルールを決めて自由に利用・管理してもらう、新たなコモンズ（入会地）とすることとし、山林整備に着手している。

(2) コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

農作業の体験会、拠点施設での講座、環境美化活動などにより「自給家族」を始めとした都市部住民との交流が行われている。なお、環境美化活動では、その後の懇親会も含めて、サービスする側、受ける側といった分断はなく、皆が当事者でありすべてが押井町の仲間として取組が行われている。



写真6 自給家族の収穫イベント

さらに、「押井地域森づくり会議」と連携した支障木の伐採と炭焼き、Facebook「押井の里」の運営による情報発信、自然観察会などのイベント開催など、組合は集落存続につながる事業はなんでも行う「地域運営組織」となっている。

これらの取組により、自給家族、集落内にある「農家民宿ちんちゃん亭」のファンなど、都市部の住民と地域の住民、また都市部の住民同士の交流が図られている。

(3) 地域への定住促進、女性の社会参画の促進状況

(一社)押井営農組合は、高性能農業機械の整備による作業受託及びC S Aによる経営の安定化により、U I ターン者をオペレーターとして雇用することなどで定住（令和5年3月末現在 4世帯12名）に繋がっている。

女性は積極的に交流イベントに参加して、五平餅など郷土食づくり、漬物やゼンマイの乾燥保存など自給自足の食文化の次世代への継承を主体的に担っている。